

		事業内容	利用回数の目安	利用料金の目安
総合事業のサービス事業	訪問型サービス	ヘルパーによる、自立に向けた家事の支援や身体介護を利用できます。	週に1回程度	1,168円(月額) ※利用する事業所のサービス内容に応じ、加算があります。
	通所型サービス	デイサービス施設で、介護予防を目的とした機能訓練やリハビリテーションを利用できます。	週に1回程度	1,647円(月額) ※利用する事業所のサービス内容に応じ、加算があります。
	短期集中介護予防サービス	要介護状態を防ぐために、3～6カ月間、理学療法士や作業療法士といったリハビリ専門職の指導の下、機能訓練を受けることができます。	週に1～2回	利用者負担なし

介護サービス	訪問介護、訪問入浴、通所介護、訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所、グループホーム、小規模多機能、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修
介護予防サービス	※特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が、介護老人保健施設は要介護1以上の方が利用できます。

## 総合事業の開始にあたって

4月から始まる総合事業では、これまでの介護保険制度で「要支援1・2」に認定された人を対象としてきた訪問介護と通所介護を「介護予防・生活支援サービス事業」として、総合事業に移行します。

その他、理学療法士や作業療法士により実施される「短期集中介護予防サービス」を新たに創設し、より一層、介護予防の強化を図ります。今後、準備が整い次第、介護予防や生活支援に資する新しいサービスを随時実施していきます。

## 介護予防への取り組み

新しい総合事業では、対象者一人一人の状況に応じた、これまでよりもサービスの選択幅が広い介護予防事業として、生活を支え、健康づくりの手助けを行います。

何歳になっても、住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく安心して

暮らし続けるためには、高齢者自身の「社会での役割」や「生きがいづくり」への意識が重要になります。シルバー人材センターなどの仕事やボランティア活動を行う事により、社会での役割を継続するほか、老人クラブ活動や、サロン活動、いきいき百歳体操教室といった介護予防活動へ積極的に参加し、介護が必要にならないよう、意識して生活することが大切です。

